

大阪と神戸の公害患者らが 12 月 22 日、神戸製鋼所が神戸市灘区の高炉跡地に建設を予定している 140 万 kW の石炭火力発電所について、地球温暖化や大気汚染対策など計画の詳細を明らかにすることを求めて要望書を提出しました。神戸製鋼所大阪支店には、西淀川公害患者と家族の会・永野千代子、岡崎久女両副会長、神戸公害患者と家族の会・川野達雄会長ら 4 人が訪れました。神戸製鋼所からは、本社総務部の楠山泰司担当部長、水上孝一法務部担当部長らが対応しました。

子や孫たちにきれいな空気と青い空を手渡すために 公害患者の願いを聞いてください

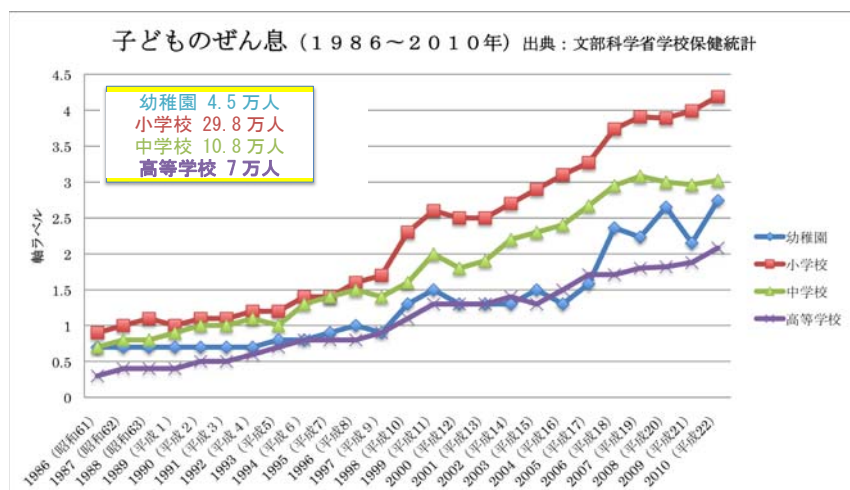
～神戸製鋼の石炭火力発電所の増設計画について～

「大気汚染をなくし、他の誰にも自分たちのような苦しみを与えたくない」
—公害患者の共通の願いです。

公害患者の願いはひとつ

大気汚染による公害認定患者は全国で 3 万 8000 人余、阪神間では 14,679 人（平成 25 年 3 月 31 日）います。患者たちは高齢化が進み重症化する人も多く見られます。一方、学校保健統計（文部科学省）によると、1980 年～2010 年までの 20 年間で幼稚園から高校生までの子どものぜん息が 3～4 倍に増え、推計 52 万人に達しています。（グラフ下）

増え続ける子どものぜん息 20 年間で3倍に



NO₂そしてPM2.5

原因の一つにあげられているのが、二酸化窒素などによる大気汚染。阪神間のすべての測定局が環境基準を達成したのは、1978年の基準緩和から31年後の2009年でした。

最近では、中国からの越境汚染でにわかに関心を集めるようになったPM2.5による汚染がこれに加わりました。阪神間の自動車排出ガス測定局のすべてで、国の環境基準を大きく上回る汚染が続いています。

大気汚染公害裁判の和解で平成17年度(2005年)から測定している西淀川区(国道2号、43号)の経年変化を見てください。(資料)越境汚染の影響というより自動車排ガス等による高濃度汚染が続いていることがわかります。

CO₂・水銀・NO₂・PM2.5

現在進行形で続く深刻な大気汚染。化石燃料の中で最も多くの温室効果ガス(CO₂)と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を大量かつ長期に排出する石炭火力発電所を全国で25基も新增設する計画が明らかになりました。

なかでも、西淀川公害裁判の被告企業である神戸製鋼所の発電所は70万kW2基で140万kW。既設のものと合わせると280万kWにもなります。

世界の科学者が総力を挙げて気候変動の原因を分析し、各国国政府のなすべきことを示したIPCC(国連気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書が、“温室効果ガスの削減は待たなし”と警告しています。にもかかわらず40年以上も温室効果ガス(CO₂)と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を吐き出し続ける石炭火力発電所の建設を認めることは、子や孫の世代に「負の遺産」を押し付けることになり、到底認める訳にはいきません。

人口密集地で大気汚染が悪化？

しかも阪神間の人口密集地に「公害の元凶」を増設することは、公害患者にとっては症状増悪の危険性が増し、多くの市民には大気汚染による健康被害発生のリスクを高めることになります。また阪神間は、国と自治体が法や条例で何重もの大気汚染対策を実行している地域であり、近年改善の傾向が見られる大気汚染を悪化させることがあってはなりません。

和解の当事者として

また、西淀川公害裁判の和解時にかわした被告企業の「発言内容」に反し、被告企業としての社会的責任を放棄することになり、和解の当事者としても被告企業の誤りを正す責任があります。

私たち公害患者は「手渡したいのは青い空」を合言葉に、大気汚染をなくし、公害のないまちを子や孫たちに届けるために活動をしてきました。自らと次世代を担う子どもたちの未来のために神戸製鋼所に対して、別紙要望書に基づく話し合いを強く求めます。

大阪・西淀川におけるPM2.5（経年変化）

微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入り込みやすく、肺がんやアレルギー性ぜんそくなど健康に与える影響が大きいとされ、危険性が指摘されている。

西淀川大気汚染裁判における和解条項（H10.7）で、その測定と環境対策が明記されており、2004年度より国道2号新佃公園前局、国道43号大和田西交差点局において測定器がスタート、2007年4月より歌島橋交差点局での測定が始まっている。

米国では1997年に環境基準を設定、欧州連合でも規制に動いている。

環境省は、微小粒子状物質に係る環境基準について、2009年9月9日付けで告示を行った（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）。

表 西淀川区におけるPM2.5測定結果

		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)										24時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2%除外値)								調査実施主体
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	
①	大和田西交差点 (国道43号)	28.7	26.7	25.1	23.1	21.4	21.8	21.1	22.7	23.5	56.0	57.2	58.8	46.4	44.3	53.6	45.8	49.0	52.3	国土交通省
②	歌島橋交差点 (国道2号)	—	—	29.6	26.0	24.9	27.1	21.5	21.6	23.5	—	—	67.9	48.1	47.9	62.1	44.3	48.0	58.6	
③	新佃公園前 (国道2号)※3	26.1	25.6	23.5	20.7	20.9	21.2	21.2	23.7	18.5	56.7	58.0	65.5	43.1	43.9	49.8	41.7	52.4	40.0	
④	(国道43号)	23.8	22.5	20.4	19.1	17.6	16.3	18.4	17.3	18.3	48.9	50.2	49.8	38.5	39.7	40.4	41.3	40.6	42.1	大阪市
基準	日本(環境基準)※1	15										35								—
	米国(環境基準)※2	12										35								—
	WHO(ガイドライン)	10										25								—

※注)

- 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環告33）
 - 濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。
- アメリカの環境保護庁（EPA）による環境基準値（1997年設定/2013年改訂）
 - 年平均値：年間の算術平均の3年平均値が超えないこと
 - 24時間値：24時間値の年間98パーセントタイル値の3年平均値が超えないこと
 - アメリカ合衆国の年平均値は、2013年3月に15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に変更（厳格化）された。
- 大和田西交差点は2014年2月4日19時より、歌島橋交差点は2014年2月5日16時より、新佃公園前は2013年3月19日14時より、環境省測定マニュアル(第6版)に則って測定されている。

<関連情報>

西淀川公害訴訟について http://www.aozora.or.jp/ecomuse/la_pollution/

石炭火力の問題点（DON'T GO BACK TO THE 石炭！） <http://sekitan.jp/>

大阪公害患者の会連合会 <http://www.d3.dion.ne.jp/~kanjakai/>

地球環境市民会議（CASA） <http://www.bnet.jp/casa/>